



新型コロナウイルス対策 各種支援制度概要②

税理士法人 中村総合会計

2020.7.31

目次

1. 資金調達

- [①新型コロナウイルス対応支援資金](#)
- [②各種優遇融資制度の融資上限額の引き上げ](#)

2. 雇用関係

- [①雇用調整助成金の拡充](#)
- [②新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金](#)

3. 給付金

- [①家賃支援給付金](#)
- [②経営持続化臨時特別支援金](#)
- [③新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業](#)
- [④医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援](#)
- [⑤介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業](#)
- [⑥障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給と新型コロナウイルス感染症対策の徹底支援](#)

1. 資金調達 【①新型コロナウイルス対応支援資金】

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により減収、事業停止等の影響を受けた医療関係施設等

制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で施設の責に帰することができない理由により減収等の影響を受けた医療関係施設等に対し優遇融資を実施されます。

◆対象要件：前年同期などと比較して減収又は利用者が減少（5%）している医療関係施設等
※融資上限・金利（無利子貸付の範囲）等が病院・診療所等施設毎に異なっておりますのでご注意ください。

◆融資限度：例. 診療所…4,000万円（月次減少額により増額あり）

◆貸付期間と据置期間：15年以内、うち据置期間は5年以内

◆金利：0.2% ※診療所の場合、融資金額4,000万円までは当初5年間の金利は免除
※ご融資には保証人が必要です。保証人不要制度を利用する場合は0.15%の利率上乘せがあります。

【補足】

現状、融資の申込が殺到しているため、融資決定及び実行まで短くとも2か月以上はかかっているようです。

窓口・連絡先

独立行政法人 福祉医療機構
新型コロナウイルス対策支援資金コールセンター 0120-343-863

詳細リンク

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona

1. 資金調達 【②各種優遇融資制度の上限額の引き上げ】

制度の概要

- ①日本政策金融公庫を窓口として申込を行う新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の融資の上限が引き上げられました。
- ・融資上限：規模により**6億円**（拡充前3億円）又は**8,000万円**（拡充前6,000万円）
ただし、金利優遇限度はそれぞれ**2億円**（拡充前1億円）と**4,000万円**（拡充前3,000万円）
- ②北海道や札幌市の制度融資を活用し、民間金融機関を窓口として申込を行う実質無利子・無担保融資の上限が引き上げられました。
- ・融資上限：**4,000万円**（拡充前3,000万円）

窓口・連絡先

- ①日本政策金融公庫 札幌支店
国民生活事業 011-231-9131（弊所担当 融資二課 佐藤様）
中小企業事業 011-281-5221
- ②民間金融機関または中小企業 金融・相談窓口0570-783183

詳細リンク

- ①https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

2. 雇用関係 【①雇用調整助成金の拡充】

制度の概要

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成する制度である「雇用調整助成金」の内容が拡充されております。

◆令和2年6月12日付の特例措置により、支給上限額の引き上げ（1人1日8,330円⇒15,000円へ）
中小企業の助成率の拡充（9/10⇒10/10）等が行われました。

◆2020年4月1日～9月30日は特例措置が実施されています。

主な特例措置は以下の通り

- ①生産指標【1か月5%以上売上減少】
- ②【雇用保険被保険者ではない労働者も助成】
- ③【日額上限15,000円】
- ④計画届は不要

【補足】

当初より支給要件は緩和され書類も簡素化されましたが、手続きは煩雑ですので、確実な申請には社会保険労務士へ依頼するのが良いと思います。弊所でもご紹介可能ですのでお声がけください。

窓口・連絡先

- ・公共職業安定所（ハローワーク）
- ・雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

詳細リンク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

2. 雇用関係 【②新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響での休業中に休業手当を受けることが出来ない労働者個人

制度の概要

新型コロナウイルス感染症関係の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることが出来なかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する制度です。

- ◆対象者：令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支給なし）した中小企業の労働者
- ◆支給金額：
休業前の1日当り平均賃金×80% ×（各月の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数）
- ◆申請方法：郵送またはオンライン（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて申請することも可能）

窓口・連絡先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276

詳細リンク

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

3. 給付金【①家賃支援給付金】

対象者

5月から12月の売上が
①1ヶ月で前年同月比50%以上減少する事業者 又は
②連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少する事業者

制度の概要

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者に地代・家賃の負担を軽減する給付金が支給される制度です。

◆給付額

申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額(月額)の6倍

(法人の場合：最大600万円)

月額75万円以下 ⇒ 支払賃料×2/3

75万円超 ⇒ 50万円+（支払賃料の75万円の超過分×1/3）※月額上限100万円

(個人事業者の場合：最大300万円)

月額37.5万円以下 ⇒ 支払賃料×2/3

37.5万円超 ⇒ 25万円+（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3）※月額上限50万円

◆必要書類：賃貸借契約書、直近3カ月の賃料支払実績証明資料他

窓口・連絡先

家賃支援給付金 コールセンター
0120-653-930

詳細リンク

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

3. 給付金【②経営持続化臨時特別支援金】

対象者

休業要請等に応じた事業者または持続化給付金受給した事業者

制度の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいる事業者の支援

【支援金A】

◆概要：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請等の対象であって、遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)までの期間、休業等をした事業者へ10万円を支給する制度です。

◆対象者：① 対象施設の休業を行った事業者 または
② 酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行った事業者

【支援金B】

◆概要：休業要請等の対象ではないが、外出自粛等により売上が大幅に減少した事業者へ10万円を支給する制度です。

◆対象者：ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、「国の持続化給付金」を受給する事業者

窓口・連絡先

北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせ センター
011-350-7262

詳細リンク

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/keieijizokukarinjitokubetsushienkin.htm>

3. 給付金【③新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業】

対象者	医療機関の医療従事者や職員
制度の概要	<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大 20 万円を給付する制度です。 (その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として 5 万円を給付する。)</p> <p>◆対象要件：各都道府県の感染症患者1例目発生日または受入日から6/30迄の間に10日以上勤務した者</p> <p>◆パンフレット：新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」のご案内（7/15時点） https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000648970.pdf</p>
窓口・連絡先	厚生労働省医政局 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話お問合せ窓口 03-3595-3317
詳細リンク	https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/detail/00001395.html

3. 給付金【④医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援】

対象者	病院・診療所・薬局等
制度の概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う制度です。</p> <ul style="list-style-type: none">◆補助額：有床診療所（医科・歯科）最大200万円 無床診療所（医科・歯科）最大100万円 薬局最大70万円◆補助対象経費：感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 （令和2年4月1日から令和3年3月31日迄にかかる費用が対象）◆パンフレット：「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内（7/15時点） https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000648971.pdf
窓口・連絡先	厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター 03-3595-3317
詳細リンク	https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/detail/00001394.html

3. 給付金【⑤介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業】

対象者	①介護施設・事業所に勤務する職員 ②介護施設
制度の概要	<p>①新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金（20万円）を支給する制度です。 （その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対しては慰労金（5万円）を支給）</p> <p>②感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用を助成する制度です。</p> <p>◆パンフレット（7/31時点） https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/files/00001300/00001396/01_kaigo-panfuretto.pdf</p>
窓口・連絡先	厚生労働省老健局 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する電話お問い合わせ窓口 03-5253-1111（内線3807, 3907）
詳細リンク	https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/detail/00001396.html

3. 給付金【⑥障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給と新型コロナウイルス感染症対策の徹底支援】

対象者	①障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員 ②障害福祉サービス施設・事業所等
制度の概要	<p>①新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金(20万円)が支給される制度です。 (その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金(5万円)を支給。)</p> <p>②障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、感染症対策のための各種物品の購入や外部専門家等による研修の実施等に必要となるかかり増し費用を助成する制度です。</p> <p>◆パンフレット(7/15時点) https://www.mhlw.go.jp/content/000644197.pdf</p>
窓口・連絡先	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話お問合せ窓口 03-5253-1111(内線7096、7097)
詳細リンク	https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/detail/00001397.html



お気軽にお問い合わせください

011-562-4337



nakamurakaikei@mbf.nifty.com



<http://nakamurakaikei.net/>

